

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(西新井税務署長)

令和6年3月26日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	内海 英博 関 理秀
同補佐人税理士	岡崎 孝行
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	西新井税務署長 今村 宏嗣
同指定代理人	江原 謙一
同	小池 裕行
同	石井 貴
同	神川 雄一
同	高倉 智宏

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

西新井税務署長が令和3年7月30日付けで原告に対してした相続税の更正処分のうち、課税価格1億5543万4000円、納付すべき税額264万7900円を超える部分及びその処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも令和4年7月6日付け裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、乙(以下「被相続人」という。)の財産を相続した原告が、同相続に係る相続税の申告をしたところ、西新井税務署長から、被相続人が有していた貸付金債権等の評価額が過少であるとして、相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたため、被告に対し、上記更正処分及び上記賦課決定処分(ただし、いずれも国税不服審判所長の裁決により一部取り消された後のもの)が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

1 関係法令等の定め

関係法令等の定めは、別紙1に記載のとおりである(なお、同別紙において定める略称等は、以下においても用いることとする。)

2 前提事実（証拠等の摘示のない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 本件相続及び当事者等

ア 被相続人は、平成29年6月●日（以下「本件相続開始日」という。）に死亡し、被相続人に係る相続（以下「本件相続」という。）が開始した。被相続人の法定相続人は、長男である原告、二男である丙（以下「二男」という。）及び被相続人の養子であり二男の配偶者である丁（以下「丁」といい、二男及び丁を併せて「二男ら」という。）であった。

イ 被相続人は、生前、平成26年7月1日付けで、被相続人が相続開始時に有する一切の財産を二男らに各2分の1の割合で相続させる旨の公正証書遺言をしていた。

ウ 原告は、平成29年11月30日付けで、二男らに対して遺留分減殺請求をした。原告及び二男らは、平成30年11月12日付けで、本件相続につき合意書（甲3）の内容のとおり合意し、相続財産のうち、土地及び建物の一部を原告が相続すること等とされた。

(2) 被相続人の本件法人に対する貸付金債権等

ア A有限会社（以下「本件法人」という。）は、不動産の賃貸及び管理、生花及び観賞用植物の生産、卸又は販売、ペット、観賞魚及び用品の卸又は販売等を目的とする、平成5年5月●日設立の会社である。

イ 本件法人の取締役は、従前、被相続人、原告、二男及び被相続人の母である戊であり、被相続人が代表取締役を務めていたが、平成26年6月4日に、被相続人が代表取締役を、原告及び戊が取締役をそれぞれ辞任し、二男が代表取締役に、丁が取締役にそれぞれ就任した。そして、被相続人は、平成29年6月4日に本件法人の取締役を辞任した。（乙3、乙4・別紙11）。

ウ 本件法人は、遅くとも平成19年7月1日から平成20年6月30日までの事業年度（以下「平成20年6月期」という。また、以下、事業年度の表記については、当該事業年度の終了年月をもって「平成○年○月期」という。）以降の各事業年度において、被相続人及びその親族が発行済株式の総数を保有する法人税法2条10号に規定する同族会社であった（乙4）。

エ 本件法人の平成20年6月期から平成29年6月期までにおける①資産及び負債の状況、②損益の状況並びに③借入金、未払金及び預り金（以下、併せて「借入金等」という。）の内訳は、帳簿上、別紙2から別紙4までのとおりであった（乙5～7）。

本件法人の平成29年6月期末日時点における負債残高のうち、被相続人又はその同族関係者（法人税法施行令4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。）を債権者とする借入金等の残高が占める割合は、下表のとおり、約93.6%であった（乙7の10、乙9）。なお、有限会社Bは、本件相続開始日の時点において、被相続人がその発行済株式総数の全てを有する法人税法2条10号の同族会社に該当する法人であり、二男が同社の代表取締役を務めていた（乙8）。

債権者が同族関係者である借入金等（別紙4）		
勘定科目	債権者	金額（円）
短期借入金	被相続人	297,075,788
未払金	被相続人	156,699,195
	二男	15,000

	丁	269,999
	有限会社B	5,342,650
預り金	被相続人	58,358,154
合計額 (①)		517,760,786
負債の額の合計額 (②) (別紙2)		552,973,042
負債のうち同族関係者からの借入金等の割合 (①÷②)		93.6%

オ 被相続人は、本件相続開始日において、本件法人の以下の(ア)から(ウ)までの負債残高に対応する各債権(合計5億0889万8512円。以下「本件貸付金債権等」という。)を有していた((ア)及び(イ)の各金額が上記エの帳簿上の各金額と一致しないのは、同各金額が経理の誤りによって不正確だったことによるものである。))。

(ア) 短期借入金勘定の残高 2億9741万8957円

(イ) 未払金勘定の残高 1億5312万1401円

(ウ) 預り金勘定の残高 5835万8154円

カ 本件法人は、令和2年3月2日、本店所在地であった東京都足立区●●の土地(以下「本件土地」という。)を売却した。

(3) 更正処分等に至る経緯

ア 原告は、平成30年11月30日、相続税の課税価格を1億4846万3000円、納付すべき税額を289万0400円とする相続税の期限後申告(以下「本件申告」といい、本件申告に係る申告書(甲4)を「本件申告書」という。)をした。原告は、本件申告の際、本件貸付金債権等について、その一部が回収不能であるとして、評価額を2億6290万3901円としていた。

イ 西新井税務署長は、令和3年7月30日付けで、原告に対し、本件貸付金債権等をその額面どおり5億0889万8512円と評価した上で、相続税の課税価格を1億5632万2000円、納付すべき税額を2143万0200円とする相続税の更正処分及び過少申告加算税の税額を263万5000円とする賦課決定処分をした(甲5)。

(4) 本件訴えに至る経緯等

ア 原告は、令和3年10月25日、上記(3)イの更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求をしたところ、同審判所長は、令和4年7月6日付けで、本件貸付金債権等についてその額面どおり5億0889万8512円と評価した上で、上記各処分の一部を取り消し、相続税の課税価格を1億5543万4000円、納付すべき税額を2130万8600円、過少申告加算税の税額を261万7000円とする旨の裁決をした(甲6。以下、この裁決により一部が取り消された後の相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれ「本件更正処分」及び「本件賦課決定処分」といい、これらを併せて「本件更正処分等」という。))。

イ 原告は、令和4年12月27日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

ウ 原告は、令和5年4月20日、西新井税務署長に対し、相続税の課税価格を1億5543万4000円、納付すべき税額を264万7900円とする相続税の更正の請求をした(甲8)。

3 本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記4の（被告の主張）のほか、別紙5のとおりである（なお、同別紙において定める略称等は、以下においても用いることとする。）。原告は、争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争っていない。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件貸付金債権等の評価額である。

（被告の主張）

（1）貸付金債権等の評価について

ア 貸付金債権等の評価については、評価通達204及び205が定めているところ、評価通達204が、原則として、貸付金債権等の価額を元本の高額と既経過利息との合計額で評価するとし、評価通達205が、例外として、債務者が手形交換所において取引停止処分を受けたとき等、債権金額の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときに限り、それらの金額を元本の価額に算入しないとしているのは、貸付金債権等の性質に照らして合理的なものといえることができる。

そして、評価通達205は、同（1）ないし（3）の事由のほか、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」を評価通達204による評価の例外的事由として掲げているところ、上記「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、評価通達205（1）ないし（3）の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいい、評価通達205（1）ないし（3）の事由を緩和したものではない。

イ 評価通達205は、貸付金債権等の債権金額の全部又は一部が、評価通達205（1）ないし（3）の掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいて、それらの金額を元本の価額に算入しないことを定めたものであって、貸付金債権等の回収可能性の程度に応じてその価額を個別具体的に評価することを定めたものではない。

（2）本件貸付金債権等の評価について

本件相続開始日において、本件法人について、支払停止、支払不能等の状態にあるとして、倒産処理手続や私的整理手続等がとられていたとの事実はない。

また、本件相続開始日までの10年間を平均すると、本件法人の売上高は約2億6000万円であり、売上総利益は約7400万円であったこと、本件法人は、金融機関から新規に融資を受ける等して事業活動を継続するとともに、金融機関に対する借入金を返済して、その残高を減少させることができていたことからすると、本件相続開始日において、本件法人が経済的に破綻していることが客観的に明白であったとはいえない。

本件法人は、貸借対照表上、本件相続開始日を含む平成29年6月期において約1億円の債務超過の状態であったことになるが、本件法人の負債から被相続人及びその同族関係者からの借入金等の額を除くと、むしろ資産超過となっていたから、本件法人が事業を維持、継続することに支障はなかった。また、本件法人が本件土地を売却したのは、本件相続開始日から約2年8か月が経過した後のことであるから、この事情は、本件貸付金債権等の評価において考慮すべきではない。

したがって、本件貸付金債権等は、評価通達205の(1)ないし(3)に該当せず、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」にも該当しない。したがって、本件貸付金債権等の評価に当たっては、評価通達205の定め適用はないことから、評価通達204により、本件相続開始日における元本の価額である5億0889万8512円と評価される。

(原告の主張)

(1) 貸付金債権等の評価について

ア 評価通達205は、債権の金額の全部又は一部の回収が著しく困難であると見込まれるときにはそれらの金額は元本の価額に算入しないものとしていことからすると、貸付金債権等の実質的な回収可能性の程度に応じて、その回収が著しく困難か否かを判断した上で、貸付金債権等の金額を元本に一部算入しないことを認めているものというべきである。また、評価通達205にいう「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」を、評価通達205(1)ないし(3)の事由と同程度の場合に限定して解すべき理由はない。

イ 貸付金債権等については、評価通達の定める評価方法を形式的に用いると適切な時価を算定できず、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかであるといえるような特別な事情がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるというべきである。なぜなら、相続税法22条は、遺産の評価は時価、すなわち当該財産の客観的な交換価値によるべきことを定めているところ、相続税は、被相続人の死亡によりその財産が無償で相続人に移転することに担税力を見出して課税するものであるから、課税の対象とされる相続財産は、財産としての価値を実際に有するものでなければならず、額面上価値を有するだけでは、相続税を課す前提を欠くからである。

実質的に見ても、原告は、本件貸付金債権等を相続しておらず、本件法人の運営に関与してもないから、本件貸付金債権等が現実に回収されたか等の情報に接することは、ほぼない。このような立場に置かれた者において、接することのできた情報を基に本件貸付金債権等の時価額を評価することが許されないとすれば、租税の公平な負担の観点からみて不当である。

(2) 本件貸付金債権等の評価について

ア 本件法人は、売上額が過去10年間で約1億円減少し、本件相続開始日において約1億円の債務超過の状態にあった。本件法人は、被相続人及びその同族関係者からの借入金等によって辛うじて事業を継続していたのであり、このような経済的な支援がなければ破綻していたものであるから、本件貸付金債権等の返済は事実上想定されていなかった。現に、本件相続開始後、本件法人は、唯一のみるべき資産であった本件土地を売却し、事実上廃業したものである。

これらの事情を踏まえると、本件貸付金債権等は、評価通達205にいう「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる」ものに当たり、仮に当たらないとすれば、評価通達205の定める評価方法を形式的に用いると適切な時価を算定できず、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかであるといえるような特別な事情があるといえる。したがって、本件貸付金債権等については、その実質的な回収可能性を考慮して、個別具体的に評価すべきである。

イ 本件法人について、自由に設定できる役員報酬等の支払がないものと仮定して利益の額を計算した場合、過去10年間の平均額は1年当たり1777万7013円となること、本件貸付金債権等の回収可能期間を10年と仮定して上記利益の平均額を10倍すると、本件貸付金債権等の価値は①1億7777万0130円となる。また、本件相続開始日における本件法人の清算価値は、本件法人が所有する土地の価額から本件貸付金債権等の額を控除して計算すると、②3億4818万9503円となる。以上によれば、本件貸付金債権等の評価額は、上記①と②の平均額である2億6297万9816円（本件申告の際の評価額（前提事実（3）ア）は、計算の根拠とした決算状況につき数字の誤りがあったことから、正しい数字に基づいて計算した金額である。）とすべきであり、本件貸付金債権等の元本価額と上記評価額の差額である2億4591万8696円は回収不能というべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件貸付金債権等の評価額について

（1）貸付金債権の評価について

ア 相続税法22条は、特別の定めのあるものを除き、相続により取得した財産の価額は、相続の時における時価による旨を規定しており、同条に規定されている「時価」とは、当該財産の客観的交換価値をいうものと解される。

ところで、財産の客観的交換価値は必ずしも一義的に確定されるものではなく、これを個別に評価すると、その評価方法及び基礎資料の選択の仕方等によって異なる評価額が生ずることが避け難く、また、課税庁の事務負担が重くなり、課税事務の迅速な処理が困難となるおそれがある。そこで、課税実務上は、相続税法等に特別の定めのあるものを除き、財産評価の一般的基準が評価通達によって定められ、原則としてこれに定められた画一的な評価方法によって、当該財産の評価を行うこととされている。このような取扱いは、税負担の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減といった観点からみて合理的であり、これを形式的に全ての納税者に適用して財産の評価を行うことは、通常、税負担の実質的な公平を実現し、租税平等主義にかなうものといえる。そして、評価通達の内容自体が財産の「時価」を算定する上での一般的な合理性を有していると認められる限りは、評価通達の定める評価方法に従って算定された財産の評価額をもって、相続税法上の「時価」として事実上推認することができるものと解される。

以上によれば、評価通達に定める方法によって相続財産を評価することには合理性があるというべきである。

イ そこで、評価通達204及び205の合理性について検討すると、評価通達204は、原則として、貸付金債権等の価額を元本の金額と既経過利息との合計額で評価するものとし、評価通達205は、例外として、債務者が手形交換所において取引停止処分を受けたとき等、債権金額の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときに限り、それらの金額を元本の価額に算入しないものとしている。

そもそも、貸付金債権等は、債務の内容が金銭の支払という抽象的なものであり、通常は元本及び利息の金額が一義的に定まっているものであるから、その履行は債権者及び債務者の個性に左右されにくく、したがって、額面どおりの価値を有するものといえる場合が多いといえることができる。

確かに、貸付金債権等は、債務者の資力等によっては全額の履行を求めることが困難となり、額面どおりの価値を有するものとはいえない場合が生じ得る。しかし、貸付金債権等は、株式などの有価証券と異なり、元々取引がほとんど行われず、取引相場のように交換価値を客観的かつ合理的に探究するための手段がない。そのような中で、原告が主張するように、貸付金債権等の実質的な回収可能性の程度に応じて、その回収が著しく困難か否かを判断した上でその価値を評価することとすると、その価値を客観的かつ適切に評価する方法を見出しづらいう上、恣意を排除することができなくなって課税の公平性を保つことが困難となるほか、課税庁に過大な負担を強いて徴税コストの増大を招くことに繋がる。

そうすると、貸付金債権等については、原則として額面評価とし、債権金額の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときに限り、それらの金額を元本の価額に算入しないとするには、一般的な合理性があるといえることができる。

そして、評価通達205は、(1)ないし(3)の事由のほか、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」を評価通達204による評価の例外的事由として掲げているが、これが評価通達205(1)ないし(3)の事由と並列的に規定されていることからすると、上記「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、評価通達205(1)ないし(3)の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいうものと解すべきである。このように解すれば、上記「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に当たる場合には、債権金額の全部又は一部を元本の価額に算入しないこととなるから、担税力の認められないところに課税することにはならない。

ウ 貸付金債権等の評価に関する原告の主張は、上記の説示に照らし、採用することができない。

(2) 本件貸付金債権等の評価について

ア 本件貸付金債権等について、評価通達205(1)ないし(3)に相当する事情は認められない。そこで、本件貸付金債権等について「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる」といえるか検討する。

イ (ア) 別紙2のとおり、本件法人の純資産の合計は、平成20年6月期にはマイナス2894万1306円であり、その後、債務超過の額が増加し、平成29年6月期にはマイナス1億0029万4694円となっていた。

また、別紙3のとおり、本件法人の売上高は、平成20年6月期には3億1900万0874円であったが、その後には減少し、平成29年6月期には1億9860万4805円であった。経常利益は、平成25年6月期まではプラスになることもあったが、平成26年6月期から平成29年6月期まではマイナスであり、同期の経常利益はマイナス2065万9577円であった。

(イ) もっとも、別紙3のとおり、本件法人は、平成20年6月期から平成29年6月期まで、少ないときには約1500万円、多いときには約2000万円の役員報酬を計上しており、平成29年6月期の役員報酬は1739万6400円であった。

本件法人の借入金等の状況は別紙4のとおりであり、平成29年6月期における本件貸付金債権等のうち約93.6%は、被相続人又はその同族関係者が債権者となっ

ている借入金等であった（前提事実（２）エ）。また、本件法人は、平成２７年６月期に、Ｃ信用金庫から短期借入金として１８１万５０４０円を借り入れており、その後一部を返済し、平成２９年６月期における同借入金の債務残高は１７１万３３５２円となっていた。

ウ 上記イ（ア）の事情を踏まえると、本件相続開始日の時点において、本件法人は債務超過の状態にあり、売上高や経常利益も減少傾向にあって、その経営状況は緩やかに悪化しつつあったものといえる。しかし、平成２９年６月期においても本件法人の売上高はプラスであったのであり、上記イ（イ）のとおり、①本件法人は、同族である役員に対して役員報酬を支払うことができていたこと、②本件貸付金債権等のうち約９３．６％は、その債権者が被相続人又はその同族関係者が債権者となっている債権等であったから、直ちに返済を迫られるような状況にあったとはうかがわれないこと、③金融機関から新たな借入れをし、その債務を返済することができていたことからすると、本件法人の経営状況が、本件相続開始日において破綻の危機に瀕していたものとはいえない。

確かに、本件法人は、令和２年３月２日に、本店所在地である本件土地を売却したものであるが（前提事実（２）カ）、この事情は、本件相続開始から約２年８か月が経過した後のものであるから、本件相続開始日における本件法人の経営状況が悪化していたことを直ちに推認させるものではないところ、このほかに、本件相続開始日において、本件法人が経済的に破綻していたことをうかがわせる事情はない。

エ 以上によれば、本件相続開始日において、本件法人が経済的に破綻していることが客観的に明白で、本件貸付金債権等の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるものであったとはいえず、本件貸付金債権等が「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に当たるとはいえない。したがって、本件貸付金債権等については、評価通達２０５の定め適用はなく、評価通達２０４の定めにより、本件相続開始日における元本価額である５億０８８９万８５１２円と評価すべきである。

２ 本件更正処分等の適法性について

上記１を踏まえて検討すると、本件相続について原告に課される相続税及び過少申告加算税は、別紙５の第１の２（６）及び第３に記載のとおりであると認められ、本件更正処分等と同額である。

したがって、本件更正処分等は適法である。

第４ 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 横井 靖世

裁判官 彦田 まり恵

(別紙1)

関係法令等の定め

第1 相続税法

22条 (評価の原則)

第3章 (財産の評価) で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

第2 財産評価基本通達 (昭和39年4月25日付け直資56ほかによる国税庁長官通達。以下「評価通達」という。) (乙12)

1 評価通達204 (貸付金債権の評価)

貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの (以下「貸付金債権等」という。) の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

(1) 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額

(2) 貸付金債権等に係る利息 (中略) の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額

2 評価通達205 (貸付金債権等の元本価額の範囲)

前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。

(1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額 (その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。)

イ 手形交換所 (これに準ずる機関を含む。) において取引停止処分を受け

たとき

- ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定があったとき
- ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったとき
- ニ 会社法の規定による特別清算開始の命令があったとき
- ホ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったとき
- へ 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき

(2) 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額

- イ 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
- ロ 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額

(3) 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち(2)に掲げる金額に準ずる金額

以上

(別紙5)

本件更正処分等の根拠及び適法性

第1 本件相続税に係る課税の根拠

被告が本件訴訟において主張する原告に係る本件相続税の課税価格及び納付すべき税額は、別紙6「課税価格等の計算明細表」に記載した金額であり、これらの金額の計算根拠は、以下のとおりである。

1 課税価格の合計額(別紙6順号9の「合計額」欄の金額)

8億8184万2000円

上記金額は、本件相続の共同相続人である原告、二男及び~~■~~が、本件相続により取得した次の(1)の財産の金額から、原告及び二男らの負担に属する各金額をそれぞれ控除した後の各金額につき、国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額(別紙6順号9の各人欄の金額)を合計した金額である。

(1) 本件相続により取得した財産の価額(別紙6順号6の「合計額」欄の金額)

8億9269万3501円

上記金額は、原告及び二男らが本件相続により取得した財産の総額であり、次のアないしオの合計額である。

ア 土地の価額(別紙6順号1の「合計額」欄の金額)

2億7233万0741円

イ 家屋、構築物の価額(別紙6順号2の「合計額」欄の金額)

1459万3320円

ウ 有価証券の価額(別紙6順号3の「合計額」欄の金額)

60万8500円

エ 現金、預貯金等の価額(別紙6順号4の「合計額」欄の金額)

8539万1867円

オ その他の財産の価額(別紙6順号5の「合計額」欄の金額)

5億1976万9073円

上記金額は、原告及び二男らが本件相続により取得した財産のうち、上記アないしエ以外の財産の価額の合計額であり、その明細は、別紙7「その他の財産の明細」に記載したとおりである。

このうち、本件法人に対する貸付金（別紙7順号9）、未収金（別紙7順号10）及び預け金（別紙7順号11）は、本件訴訟でその評価について争点となっている本件貸付金債権等であるところ、その評価額は、貸付金につき2億9741万8957円、未収金につき1億5312万1401円、預け金につき5835万8154円であり、これらの合計額は5億088.9万8512円となる。

(2) 債務等の金額(別紙6順号7の「合計額」欄の金額)

1085万0585円

上記金額は、被相続人の債務及び同人に係る葬式費用の合計額である。

2 納付すべき相続税額

原告の納付すべき本件相続税の額は、相続税法15条ないし17条並びに20条の各規定に基づき、次のとおり算定したものである。

(1) 課税遺産総額

8億3384万2000円

上記金額は、上記1の課税価格の合計額から、相続税法15条の規定により、3000万円と600万円に3（本件相続に係る同条2項における相続人の数）を乗じた金額1800万円との合計額4800万円を控除した後の金額である。

(2) 法定相続分に応ずる取得金額

ア 原告(法定相続分3分の1)	2億7794万7000円
イ 二男(法定相続分3分の1)	2億7794万7000円
ウ 〇(法定相続分3分の1)	2億7794万7000円

上記金額は、相続税法16条の規定により、相続人が上記(1)の金額を民

法900条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額について、昭和34年1月28日付け直資10による国税庁長官通達「相続税法基本通達の全部改正について」（以下「相続税法基本通達」という。）1.6-3の取扱いにより、相続人ごとに1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(3) 相続税の総額(別紙6順号10の「相続税の総額」欄の金額)

2億9422万8400円

上記金額は、上記(2)のAないしウの各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した各金額の合計額について、相続税法基本通達1.6-3の取扱いにより100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(4) 原告の算出税額(別紙6順号12の「原告」欄の金額)

5186万0874円

上記金額は、相続税法17条の規定により、上記(3)の金額に、原告の課税価格が前記1の課税価格の合計額に占める割合を乗じて算出した金額である。

(5) 原告の税額控除額(別紙6順号13の「原告」欄の金額)

3055万2243円

上記金額は、相続税法20条の規定により、原告の算出税額から控除される税額である。

(6) 原告の納付すべき相続税額(別紙6順号14の「原告」欄の金額)

2130万8600円

上記金額は、上記(4)の原告の算出税額から上記(5)の税額控除額を控除した後の金額について、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

第2 本件更正処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する本件相続に係る原告の納付すべき本件相続税の額は、上記第1の2(6)のとおりであるところ、この金額は、本件更正処分

における原告の納付すべき相続税額（甲6の20頁「3 課税標準等及び税額等の計算」の②「小計（①－②）」欄の「裁決後の額B」欄の金額）と同額であるから、本件更正処分は適法である。

第3 本件賦課決定処分の根拠

上記第2のとおり本件各更正処分は適法であるところ、本件更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、本件更正処分における原告の納付すべき税額2130万8600円から、本件申告における原告の納付すべき税額289万0400円を控除した後の金額（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、通則法65条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した金額77万6000円と、同条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額184万1000円とを合計した261万7000円である。

第4 本件賦課決定処分の適法性

本件更正処分に伴って原告に課される過少申告加算税の額は、上記第3のとおりであるところ、この金額は、本件賦課決定処分の額（甲6の20頁「加算税の額の計算」の③「加算税の額（①×②）」欄の「裁決後の額B」欄の金額）と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

別 紙 6

課税価格等の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	合計額	原告	丙										
1	土 地	272,330,741	132,246,683	140,084,058										
2	家屋、構築物	14,593,320	3,416,560	11,176,760										
3	有 価 証 券	608,500	0	608,500										
4	現金、預貯金等	85,391,867	0	85,391,867										
5	その他の財産	519,769,073	25,773,894	493,995,179										
6	合 計	892,693,501	161,437,137	731,256,364										
7	債 務 等	10,850,585	6,002,909	4,847,676										
8	差引純資産価額 (順号6-順号7)	881,842,916	155,434,228	726,408,688										
9	課 税 価 格	881,842,000	155,434,000	726,408,000										
10	相続税の総額 (別表2順号7の金額)	294,228,400	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">155,434</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">881,842</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51,860,874</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,552,243</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21,308,600</td> <td></td> </tr> </table>			155,434		881,842	51,860,874		30,552,243		21,308,600	
	155,434													
	881,842													
51,860,874														
30,552,243														
21,308,600														
11	あん分割合 順号9の各人欄 〔順号9の「合計額」欄〕													
12	算 出 税 額 (順号10の「合計額」欄×順号11の各人欄)													
13	税 額 控 除 額													
14	納付すべき相続税額 (順号12-順号13)													

- (注) 1 順号1ないし5の各欄の金額は、別表4ないし8の「合計」欄の金額である。
- 2 順号7「債務等」欄の金額は、別表9及び10の「合計」欄の金額を合算した金額である。
- 3 順号9「課税価格」の各人欄の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
- 4 順号13「税額控除額」欄の金額は、別表3順号10「原告の相次相続控除額」欄の金額である。
- 5 順号14「納付すべき相続税額」欄の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別紙2～4、7 省略